令和8年9月4日

せたがやPay監査・伴走支援業務委託　説明書兼実施要領

1　事業の概要

(1)契約予定件名

せたがやPay監査・伴走支援業務委託

(2)主旨

世田谷区商店街振興組合連合会(以下、「区振連」とする)は、世田谷区(以下、「区」とする)による補助金支援のもと、令和3年2月よりデジタル地域通貨「せたがや Pay」を導入し、運営を行っている。(せたがや Pay の概要については別添「キャッシュレス決済アプリ(デジタル地域通貨)「せたがやPay」について」を参照のこと)

この「せたがや Pay」事業において、令和8年3～5月分ポイント付与の各算出過程において、月間付与上限の判定が正しく行われず、一部ユーザーへ上限を超えたポイントを誤付与していた。(本事案については以下【参考】を参照のこと)

本事案を踏まえ、再発防止と運営体制の改善を図るため、区では「せたがやPay運営体制のあり方等に関する検証委員会」(以下、「検証委員会」とする)を設置し、「せたがや Pay」事業の運営体制のあり方等に関して検証し、検証委員会から「せたがや Pay」事業のシステム監査等に関して提言がなされた。

本委託業務では、検証委員会からの提言等をもとに、システムを含むせたがや Pay の事業運営(区振連及びシステムベンダーによる運営)を監査し、実体的に運営体制の改善を実務面から支援・伴走する事業者をプロポーザル方式により募る。

なお本案件は、区から区振連への補助金の交付を前提として実施するものであるため、本件の契約締結は、令和8年度第3次補正予算が世田谷区議会で議決され、区に予算が配当されることを条件とする。

【参考】

・せたがやPayポイント月間付与上限を超過した誤付与事案について
https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/32727/0702_06.pdf

・せたがやPayポイント月間付与上限を超過した誤付与事案に係る検証結果及び再発防止策について
https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/32728/0728_02.pdf

(3)業務概要

以下の業務を履行すること。

①　全体統括・進行管理

実施計画・WBS(Work Breakdown Structure)を策定し、本業務に関する区・区振連・システムベンダーとの定例会運営・議事録作成(月次開催を想定)、進捗管理、月次報告を行うこと。

なお、区・区振連・システムベンダーによるせたがやPay運用定例会を週次開催してい

る。本定例会や、せたがやPay事業に係る区振連の意思決定機関のひとつである商品券委員会(2か月に1回程度)にも原則として参加すること。

② 検証委員会の提言等の実行案への落とし込み

検証委員会の提言等をフレームとし、内部ガバナンス体制の構築支援及びオペレーション構造の変更支援を行うこと。また、提言を具体的な体制・業務フローの変更案へ翻訳し、実装可能な形に整えること。

③ システム改修確認支援

せたがや Pay ポイント月間付与上限を超過した誤付与事案を受けて、区振連及びシステムベンダーが検証委員会の報告に基づきポイント付与機能のシステム改修を令和8年10月ごろに実施する予定である。本システム改修後の改修構造(ポイント付与のシステム化等)の確認支援、及びその実行状態の確認補助を行うこと。改修・確認を代行するのではなく、区振連・システムベンダーによる確認作業を補助すること。

④ 運営伴走支援及び運営状況モニタリング

以下に示す重点監査目的(3点)に沿って、「せたがやPay」事業の運営に関して、適宜必要に応じて伴走支援すること。また、運営状況を継続的に確認し、日々の資金の流れやポイント付与フローのチェック体制等を点検すること。

【重点監査目的】

1)第三者におけるリスクレベル・残留リスクの協議及び受容水準の明確化

2)役割・責任・権限、リスクアセスメント及び牽制・検証・証跡管理の整備

3)開発から運用・保守までのライフサイクル全体におけるファイル誤使用防止、処理停止・ロールバック、データ移行・受入テストの厳格化

⑤ セキュリティ監視体制の整備支援

現行の監視方法、異常検知、報告ルート、インシデント対応及び再発防止までの体制・フローを点検し、課題を抽出し改善に向けた助言を行うこと。

⑥ 取りまとめ・オペレーションマニュアル適正化支援

伴走期間中の所見を整理し、運用マニュアルの適正化を支援すること。

(4)業務実施の上で考慮すべき事項

・本業務は第三者評価を行うものではなく、既存監査提言等を参照しつつ、実体的に運営体制の改善を実務面から支援・伴走する立場であること。

・システム改修・運用の実施主体はシステムベンダー及び区振連であること。

・契約主体は区振連であり、区・システムベンダーを含むステークホルダーと立場上可能な範囲で連携をすること。

(5)履行期間(予定)

令和8年12月1日(火)から令和9年3月31日(水)まで

(6)提案限度価格

23,000,000円

(消費税及び地方消費税その他一切の経費を含む)

※提案書の提出にあたっては、見積書を添付すること。

※金額の算出にあたっては、契約履行期間の総額を記載するとともに、履行業務ごとの経費を分けて記載すること。

※本案件では、世田谷区公契約条例に準じることとし、世田谷区の労働報酬下限額の対象とする。労働報酬下限額の詳細は区ホームページを確認すること。
https://www.city.setagaya.lg.jp/02234/8039.html

※見積書の総額が提案限度価格の70%を下回る場合は、金額の適正性を調査する場合がある。

2 プロポーザル方式を採用する具体的理由

本件業務委託内容の実施にあたっては、デジタル地域通貨にかかる最新の専門知識、他の地域通貨やベンダー全体の動向に関する専門的な知見、委託内容を効率よく効果的に実施するための卓越した業務実施プロジェクトマネジメント能力等が必要不可欠である。

それらの知識や知見、ノウハウ等の水準により、委託業務の品質及び進捗管理、課題への対応に大きな違いが出てくることが想定されることから、本業務を委託するにあたり最適な提案が得られるよう、プロポーザル方式により選定を行う。

3 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2)区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。

(3)会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(4)法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5)プライバシーマークの認定またはISO／IEC27001、またはJIS Q 27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証を受けていること。

(6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。

4 説明書(実施要領、提案要求仕様書)並びに参加表明書の交付期間、場所及び方法

(1)説明書(実施要領、提案要求仕様書)の交付期間及び方法

① 交付期間

令和8年9月4日(金)から令和8年9月18日(金)まで

② 交付方法

区振連ホームページ(https://ukiuki-setagaya.com/)からダウンロード。

(2)参加表明書の提出期限、提出先及び方法

① 提出期限

令和8年9月18日(金)午後5時まで(必着、窓口持参の場合は土日祝日を除く)

② 提出先

〒154-0004

東京都世田谷区太子堂二丁目16番7号 世田谷産業プラザ2階

世田谷区商店街振興組合連合会事務局

開庁時間:午前9時～午後5時まで(土日祝日を除く)

③ 提出方法

別途指定する様式に、事業者名、所在地、連絡先、部署名、担当者名等を明記し、必要書類を添付のうえ、4(2)-②の窓口に持参もしくは郵送により提出すること(郵送の場合は、提出期限内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便または宅配業者等による信書便に限る)。

(4)辞退

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、理由を付して参加辞退届を区振連に提出すること。

(5)参加資格の確認及び招請通知発送

参加表明者の資格を確認後、各参加表明者宛にメールにて提案招請通知を送付する(参加表明を受領してから、9月24日(木)までに発送予定)。

5 提案書の提出者を選定するための条件

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

6 提案書に記載する項目、提出期限、提出場所及び方法

(1)提案書に記載する項目

以下の順序で記載すること。

① 提案全体を貫くコンセプト

・本業務に対する理解と、提案コンセプトを記述すること。

② 業務の全体スケジュール(案)

・各実施項目の工程計画を記述すること。

③ 現状分析・課題の洗い出しに関する事項

・現状把握、実施方法や分析方法を具体的に記述すること。

・区振連及びシステムベンダーへのヒアリング作業の想定内容を記述すること。

④ 検証委員会報告の改善実行案への落とし込み支援に関する事項

・区振連及びシステムベンダーへの内部ガバナンス体制の再構築等、どのような支援を行っていくかを記述すること。

⑤ システム改修の確認支援に関する事項

・区振連及びシステムベンダーにおけるシステム改修後の適正な運用を確保していくため、どのように支援していくかを記述すること。

⑥　運営状況モニタリング・セキュリティ監視体制の整備支援に関する事項

・システム運用を含むせたがや Pay 事業全体について、どのように運営状況モニタリングやセキュリティチェック体制強化を図っていくかを記述すること。

・現行の監視方法、異常検知、報告ルート、インシデント対応及び再発防止までの体制やフローに関し、どのように改善支援を図っていくかを記述すること。

⑦　オペレーションマニュアル適正化支援に関する事項

・区振連及びシステムベンダーがオペレーションマニュアルの適正化を行うにあたり、どのような支援を行っていくかを記述すること。

⑧　プロジェクト管理に関する事項

・プロジェクト全体の管理体制及びマネジメント手法を記述すること。

・プロジェクトを円滑に進めるため、各ステークホルダー（区、区振連、システムベンダー）との連絡調整や情報共有の手法について記述すること。

⑨　事業者及び業務従事予定者の実績・経歴等

・事業者について、過去5年間で情報セキュリティ監査・企画業務や決済事業計画・ガバナンス企画業務デジタル地域通貨等に関する業務に携わった実績を記述すること。

・業務従事予定者について、役職及び氏名を記載した業務従事予定者一覧（同種プロジェクトの実績、スキル指標、経歴、従事年数、資格等を含む）を記述すること。

⑩　納品予定物件一覧

・物件ごとに内容の概要を記述すること。

⑪　その他の追加提案事項等

・提案限度価格の範囲内において本仕様書で求める項目以外の提案内容があれば記述すること。

・追加提案事項以外においても、実施に伴い想定されている課題や区振連に確認すべき事項等があれば、併せて記述すること。

（2）提案書作成要領

①Microsoft Office Powerpoint で作成し、PDF 化すること。

②様式は自由形式とする。ただし、提案書の記載項目を網羅すること。

③提案書は表紙を含めて 30 ページ程度に収めること。

④表紙に以下の事項を記載すること。

（ア）あて名　世田谷区商店街振興組合連合会

（イ）タイトル　せたがや Pay 監査・伴走支援業務委託　提案書

（ウ）提出年月　令和8年10月

（エ）事業者名

（3）見積書

様式は自由とするが、内容・工程ごとの内訳金額、税額、合計金額等がわかるように、詳細に作成すること

(4)提案書、見積書の提出様式

①正本 1部(電子データ)

②副本 1部(電子データ):正本から提出者名(社名)を判断できるような記載を全て除いたもの

(5)提出期限

令和8年10月21日(水)午後5時まで(必着)

(6)提出方法

申請フォームよりアップロードすること。

申請フォームの URL は招請した全ての事業者宛てに電子メールで送付する。

7 質問について

提案書作成に当たっての質問は、別紙様式4「質問票」に質問内容を記載のうえ、電子メールで提出すること。また、回答については、公平を期するため、質問内容を取りまとめたうえで、招請通知を送った者全てに電子メールで配信する。

質問締切:令和8年9月30日(水)午後5時まで

回　　答:令和8年10月7日(水)

提 出 先:4(5)で提案招請通知を送付したメールアドレスまで

8 提案書を特定するための評価基準

(1)提案全体を通しての説得力、わかりやすさ(資料編集・提示能力の高さ)

(2)各業務における実施手法の具体性・的確性、実施手法の選択理由の合理性・的確性、スケジュールの妥当性、区振連及び区の負荷軽減に向けたアイデア等

(3)本件業務プロジェクトマネジメント手法の妥当性

(4)事業者及び業務責任者や主な従事者の実績、経歴、当該事業者のみ実現できる付加価値等

(5)見積金額

9 審査方法

審査においては、上記8の評価基準に基づき提案書を評価し、当該事業及びそれに付随する費用の見積書を含めて総合的に評価した結果、最も優れた事業者を、契約交渉相手方として選定する。

10 審査委員会

委託事業者の提案書を審査するにあたり、区振連商品券委員会委員長、区振連専務理事、区振連事務局次長、世田谷区経済産業部長、世田谷区商業課長から構成されるせたがや Pay 監査・伴走支援業務委託事業者審査委員会を設置する。

11 決定通知

審査結果は、令和8年11月9日(月)に、文書にて通知する予定である。

12　プロポーザル実施日程

令和8年　9月　4日(金)手続開始の公告
9月　4日(金)説明書・提案要求仕様書の配付開始
9月18日(金)参加表明書提出締切
9月24日(木)参加資格確認及び招請通知発送
9月30日(水)質問締切(参加事業者からのみ受け付ける)
10月　7日(水)質問回答(予定)
10月21日(水)提案書等提出締切(参加事業者からのみ受け付ける)
11月　9日(月)審査結果通知
11月下旬頃　契約締結

※ 進捗状況等により変更する可能性がある。

13　その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2)契約保証金

免除

(3)契約書作成の要否

要

(4)当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有(令和9年度以降にシステム監査委託を想定)

(5)関連情報を入手するための照会窓口

14に同じ

(6)費用負担

参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる事業者の費用については、区振連では一切負担しない。

(7)提出物の取り扱い

本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。また、区振連は選定作業に必要な場合は提案書の複製を作成することができるものとする。

(8)提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(9)提案書の提出後に参加資格要件に該当しないこととなった場合は、審査及び契約交渉の対象としない。

(10)透明性、公平性の確保

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)については、第三者に開示する場合がある。

(11)契約

契約交渉相手方選定後、区振連と契約交渉相手方の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。

なお、成果物の著作権は、区振連に帰属するものとする。

(12)提案書作成にあたり、区振連、システムベンダー及び区関係部署と交渉することを禁止する。

14　担当

世田谷区商店街振興組合連合会事務局
次長:谷口
電 話:03－3414－1432
FAX:03－3410－1651
※問い合わせは、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで